



労働報酬下限額について

立川市公契約条例（令和 7 年立川市条例第 49 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年度における労働報酬下限額を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 9 日

立川市長 酒 井 大 史

1 工事又は製造の請負契約

(1) 熟練労働者及び一人親方

(単位：円／1 時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3, 262	27	普通船員	3, 475
2	普通作業員	2, 869	28	潜水士	5, 600
3	軽作業員	1, 987	29	潜水連絡員	4, 059
4	造園工	2, 944	30	潜水送気員	3, 815
5	法面工	3, 570	31	山林砂防工	3, 454
6	とび工	3, 517	32	軌道工	6, 237
7	石工	3, 517	33	型わく工	3, 507
8	ブロック工	3, 443	34	大工	3, 252
9	電工	3, 645	35	左官	3, 592
10	鉄筋工	3, 592	36	配管工	3, 199
11	鉄骨工	3, 167	37	はつり工	3, 315
12	塗装工	3, 879	38	防水工	4, 059
13	溶接工	4, 049	39	板金工	3, 804
14	運転手（特殊）	3, 305	40	タイル工	2, 954
15	運転手（一般）	2, 720	41	サッシ工	3, 539
16	潜かん工	3, 964	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	4, 750	43	内装工	3, 655
18	さく岩工	4, 463	44	ガラス工	3, 549
19	トンネル特殊工	4, 017	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3, 411	46	ダクト工	3, 199
21	トンネル世話役	4, 548	47	保温工	3, 039
22	橋りょう特殊工	3, 900	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3, 879	49	設備機械工	2, 975
24	橋りょう世話役	4, 463	50	交通誘導警備員 A	2, 179
25	土木一般世話役	3, 655	51	交通誘導警備員 B	1, 987
26	高級船員	4, 219			

- (2) 熟練労働者、一人親方に当たらない労働者等（見習い、手元等の労働者又は年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

労働報酬下限額	1時間当たり 1,637円
---------	---------------

- 2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,320円
---------	---------------